

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年3月策定
小平町

1 現状

(1) 技能労務職員の人数、平均年齢、平均給与等データ

区分	職員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (国ベース)(円)
小平町	6	48.1	302,800	333,250	332,800
北海道	1,799	46.3	307,413	349,077	343,944
国	5,193	48.8	287,094	-	320,514
類似団体	-	48.8	283,453	308,927	301,730

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当等すべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

「北海道」の数値は北海道職員、「国」の数値は国家公務員のデータで、公表されているものである。

「類似団体」は、人口規模、産業構造が類似している団体の数値である。

(2) その他給与に関する事項

ア給料表

一般行政職と同じ行政職給料表(国家公務員の行政職俸給表(一)に準じたもの)を適用。

イ各種手当

技能労務職を対象とした特殊勤務手当なし。

ウ昇給基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号俸(55歳を超える場合2号俸)を標準として昇級する。

2 基本的な考え方

退職者不補充を基本とし、民間委託の検討等、適時適正化を図る。

3 具体的な取組内容

(1) 定員について

退職者不補充を進めており、徐々に減少する見込みである。

(2) 給与について

一般職と同じ給料表を適用しており是正を基本に検討していくが、退職者不補充等により、将来的に技能労務職がいなくなるため、給料表の見直しは考えていない。

(3) 諸手当について

技能労務職員を対象とした特殊勤務手当なし。

4 その他

簡素で効率的な行政運営を維持・発展させるため、業務委託等を推進するとともに、行政組織全体の見直しを行い適正な定員管理を図る。